

東京都感染症対策連携協議会設置運営要綱

制定 令和5年6月29日5福保感計第425号

改正 令和7年9月 1日7保医感計第160号

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第10条の2の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都、保健所設置市及び特別区その他の関係者により構成される東京都感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係者間の意思疎通、情報共有及び連携の推進を図る。

(所掌事項)

第2条 協議会は次の事項について協議を行う。

- (1) 感染症法第10条の規定に基づく予防計画（保健所設置市及び特別区が策定する予防計画を含む。以下同じ。）の実施状況等に関すること
- (2) 感染症の発生予防及びまん延の防止に必要な対策の実施に関すること

(構成)

第3条 協議会は以下の関係機関等の代表者等であって、知事が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

- (1) 都
- (2) 保健所設置市及び特別区
- (3) 感染症指定医療機関
- (4) 診療に関する学識経験者の団体
- (5) 消防機関
- (6) その他の関係機関

(部会の設置)

第4条 協議会に、部会として予防計画協議部会、保健所連絡調整部会及び医療体制協議部会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会が必要と認めるときは部会を設けることができる。ただし、感染症の発生等に伴い、緊急に部会を設置する必要がある場合には、協議会での協議を経ることなく部会を設置することができる。この場合においては設置後速やかに協議会の委員に報告するものとする。

(予防計画協議部会)

第5条 予防計画の策定等に当たり、内容の協議等を行うため、協議会に予防計画協議部会を置く。

2 予防計画協議部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 予防計画の策定又は改正に関すること
- (2) その他予防計画の策定等に関し必要と認められること

3 予防計画協議部会の構成員は、第3条に定める関係機関等の代表者等とし、知事が委嘱し、又は任命する。

(保健所連絡調整部会)

第6条 感染症の発生予防及びまん延防止等のための都、保健所設置市、特別区及びその他の市町村の感染症対策に関する統一的な対応に向けた枠組みの構築を推進するため、協議会に保健所連絡調整部会を置く。

2 保健所連絡調整部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための広域的な枠組みづくりに関すること
- (2) 感染症の発生及びまん延時における関係機関間の連携した対応に関する枠組みの構築に関すること
- (3) その他必要と認められること

3 保健所連絡調整部会の構成員は、次のとおりとし、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 東京都保健医療局技監
- (2) 東京都保健医療局感染症危機管理担当部長
- (3) 都保健所長
- (4) 保健所設置市及び特別区の保健所長
- (5) 東京都健康安全研究センター所長
- (6) その他の関係機関の代表

(医療体制協議部会)

第7条 感染症の発生予防及びまん延の防止、並びに感染者患者への適切な医療を提供することを目的に、東京都全体の医療提供体制の整備を進めるため、協議会に医療体制協議部会を置く。

2 医療体制協議部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療提供体制の確保及び整備に関すること
- (2) 感染症の発生及びまん延時における各関係機関の役割や連携の流れ等に関すること

- (3) 人材の養成及び資質の向上に関すること
- (4) その他医療提供体制の整備に関し必要と認められること
- 3 医療体制協議部会の構成員は、以下に定める関係機関等の代表者等とし、知事が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 都
 - (2) 保健所設置市及び特別区
 - (3) 都内全ての感染症指定医療機関（ただし、第二種感染症指定医療機関は感染症病床を有する指定医療機関）
 - (4) 診療に関する学識経験者の団体
 - (5) 消防機関
 - (6) その他の関係機関

(座長及び副座長等)

第8条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長には、東京都保健医療局長を充て、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は協議会を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部会には部会長を置き、部会長は座長が指名する。

(委員の任期)

第9条 協議会の委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。なお、他の委員の任期の途中で新たに委員を委嘱する場合等、特別な理由があるときは、2年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(招集等)

第10条 協議会は座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 部会は、部会長が招集する。
- 4 部会長は、必要に応じて、委員以外の者を部会に出席させることができる。

(開催回数)

第11条 協議会は年1回以上開催するものとし、感染症の発生及びまん延等には、必要に応じて開催する。

- 2 部会は必要に応じて開催するものとする。

(協議会の公開)

第 12 条 協議会及び部会は、原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条に掲げる不開示情報を取り扱う場合は非公開とする。

(議事録及び会議資料)

第 13 条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条に掲げる不開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前 2 項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第 14 条 協議会及び部会の庶務は、東京都保健医療局感染症対策部計画課において処理する。

(補則)

第 15 条 前条までのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期については、第 4 条の規定にかかわらず令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3 この要綱の施行の日から令和 5 年 6 月 30 日までの間、第 6 条、8 条及び第 14 条中「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。